

公募公告

次のとおり公募します。

平成 29 年 5 月 11 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役 理事長 大 東 和 美

1 公募の概要

(1) 件名

スポーツ庁委託事業「ハイパフォーマンスセンターの基盤整備（スポーツ技術・開発事業）」

(2) 内容

2018 年平昌大会

①オリンピック競技用具・器具等の開発

②パラリンピック競技用具・器具等の開発

③オリンピック・パラリンピック競技横断トレーニング用具・器具等の開発

④オリンピック・パラリンピック競技横断コンディショニング用具・器具等の開発

(3) 期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 公募に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者又は独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成 15 年度規程第 49 号）第 2 条及び第 3 条の規定に該当する者でないこと。

(3) 1(2)のいずれかの用具・器具等の開発が実施可能な法人格を有する団体、又は用具・器具等の開発が実施可能な法人格を有する団体を主たる構成員とする共同体（コンソーシアム）であること。

3 参加手続等

(1) 担当部署

独立行政法人日本スポーツ振興センター
財務部調達管財課

〒107-0061 東京都港区北青山二丁目 8 番 35 号
電話 03-5410-9140

E-mail keiyaku@jpnспорт.go.jp

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで

(2) 公募要領等の交付期間及び場所

① 本公告の日から平成 29 年 5 月 30 日まで 3(1)の場所にて交付する。

② メールによる交付を希望する者は、平成 29 年 5 月 26 日までに 3(1)に連絡をすること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
平成 29 年 5 月 31 日 12 時 00 分まで。3(1)に同じ。持参又は郵送（必着とする。）すること。

4 企画提案書の審査に関する事項

(1) 提出された企画提案書は、独立行政法人日本スポーツ振興センター契約審議委員会等で審査を行う。

(2) 企画提案書等の内容を確認するため、ヒアリングを実施する場合がある。

(3) 審査結果については、平成 29 年 6 月中旬頃（予定）全ての企画提案を行った者に対して文書で通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(2) 契約保証金
免除。

(3) 企画提案の無効
本公告に示した参加資格のない者による企画提案及び公募要領記載の条件に違反した企画提案は無効とする。

(4) 契約書作成の要否
要。

(5) 公募説明会の実施の有無等

①公募説明会
実施しない。

②公募要領等に対する質問書の提出期限
平成 29 年 5 月 19 日 12 時 00 分

③②の質問に対する回答期間
平成 29 年 5 月 25 日から平成 29 年 5 月 30 日まで

(6) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

(7) 詳細は「公募要領等」による。

1 公募の概要

- (1) 件名
スポーツ庁委託事業「ハイパフォーマンスセンターの基盤整備（スポーツ技術・開発事業）」
- (2) 内容
2020年東京大会・2022年北京大会
①オリンピック競技用具・器具等の開発
②パラリンピック競技用具・器具等の開発
③オリンピック・パラリンピック競技横断トレーニング用具・器具等の開発
④オリンピック・パラリンピック競技横断コンディショニング用具・器具等の開発
- (3) 期間
契約締結日から平成30年3月31日まで
ただし、再委託の継続を認めた場合等はこの限りでない。
詳細は、再委託要項等のとおり。

2 公募に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者又は独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第2条及び第3条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 1(2)のいずれかの用具・器具等の開発が実施可能な法人格を有する団体、又は用具・器具等の開発が実施可能な法人格を有する団体を主たる構成員とする共同体（コンソーシアム）であること。

3 参加手続等

- (1) 担当部署
独立行政法人日本スポーツ振興センター
財務部調達管財課
〒107-0061 東京都港区北青山二丁目8番35号
電話 03-5410-9140
E-mail keiyaku@jpnssport.go.jp
受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- (2) 公募要領等の交付期間及び場所
① 本公告の日から平成29年6月12日まで3(1)の場所にて交付する。
② メールによる交付を希望する者は、平成29年6月8日までに3(1)に連絡をすること。

- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
平成29年6月13日12時00分まで。3(1)に同じ。持参又は郵送（必着とする。）すること。

4 企画提案書の審査に関する事項

- (1) 提出された企画提案書は、独立行政法人日本スポーツ振興センター契約審議委員会等で審査を行う。
- (2) 企画提案書等の内容を確認するため、ヒアリングを実施する場合がある。
- (3) 審査結果については、平成29年6月下旬頃（予定）全ての企画提案を行った者に対して文書で通知する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 契約保証金
免除。
- (3) 企画提案の無効
本公告に示した参加資格のない者による企画提案及び公募要領記載の条件に違反した企画提案は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要。
- (5) 公募説明会の実施の有無等
①公募説明会
実施しない。
②公募要領等に対する質問書の提出期限
平成29年5月29日12時00分
③②の質問に対する回答期間
平成29年6月2日から平成29年6月12日まで
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
- (7) 詳細は「公募要領等」による。